

乙第一六五號

起

昭和三年十二月五日

決

昭和三年十二月六日

施

昭和三年十二月八日

昭和三年十二月廿八日

總理廳官房總務課長

總理廳官房人事、會計、監查各課長

同 審議室總理廳事務官

總理廳統計恩給兩局長

宮内府長官官房文書課長

三五

賞勳局庶務課長

戰災復興院庶務課長

第二復員局文書課長

復原情報局庶務課長

經濟安定本部庶務課長

物價廳庶務課長

行政調查部總務部長

新聞出版用紙割当事務局長

統計委員會事務局長

中央公職適否審査委員會事務局長

公正取引委員會事務局總務部長

公職資格訴訟委員會事務局長

中央行政監察委員會事務局長

裏面白紙

臨時人事委員会事務局長

以上各通

緊急電力制限實施に關する件

標記の件は、別紙のとおり商工次官から
あつたことにより、御配意願い。連申
が

内
閣

裏面白紙

二二二電第一一四三號

昭和二十二年十二月一日

商工次

官

内閣府長官殿

緊急電力制限實施に關する件

首題の件に關し、現下の異常湯水及び需用増加による緊急送電遮斷を除去し、産業及び國民生活の安寧を圖り、併せて冬期火力發電用貯炭の節約をなすため、緊急措置として昭和二十二年十一月十日商工省告示第八十二號を公布したが、十二月においても電力事情は好轉を望み得ぬので、別添の通り告示を公布したが、貴省及び出先機關においても、この制限の趣旨を諒知の上、一層これが勵行をされたい。

商工省告示第八十九号

昭和二十二年十一月商工省告示第八十二号（電氣需給調整規則第一條但書の規定による電氣の緊急使用制限の件）の一部を次のように改正し、昭和二十二年十二月三十一日まで電氣の使用制限を行う。

昭和二十二年十一月三十日

商工大臣 水谷 長三郎

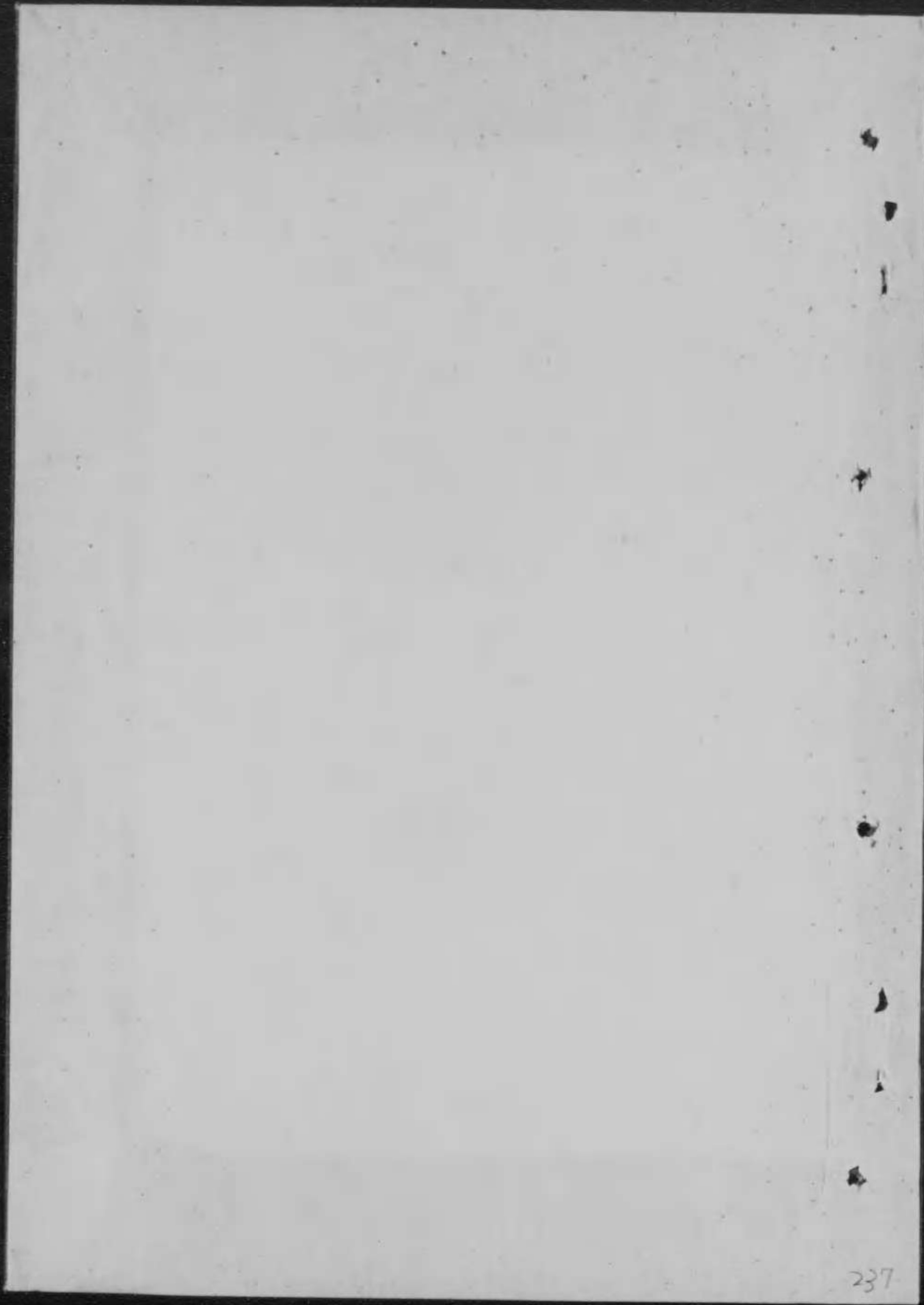
第一條を削る。

第二條第一号を次のように改め、同條を第一條とし、第三條を第二條とする。

一 電氣需給調整規則（以下單に規則という。）別表（一）に掲げる第一種需用については、規則第十一條の規定により電氣の使用停止を指定された以外の日においては午後四時から午後十時まで

第四條中「第二條」を「第一條」に改め、同條を第三條とし、第五條を第四條とする。

第六條中「第一條、第二條又は第五條」を「第一條又は第四條」に改め、同條を第五條とする。



237

